

令和4年度 世田谷区介護サービス事業者等 集団指導

対象：指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

本資料を確認するにあたっての注意点

- 根拠となる条文等については、対応する条番号のみ掲載しています。内容については、世田谷区ホームページ等からダウンロードの上、確認してください。
- 本資料の記載内容は、根拠となる条文等を一部抜粋しています。また、「チェックポイント」には、特に気を付けていただきたい点や見落としがちな点等を抽出して記載していますが、**記載内容が要件等の全てではありません。事業所を運営するにあたっては、必ず根拠法令や基準等の全文を確認してください。**
- 令和3年度報酬改定の内容については、厚生労働省ホームページ若しくは世田谷区ホームページに掲載している資料（厚生労働省作成）も併せて確認してください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00158387.html>
ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護事業者の方へのお知らせ>令和3年度介護報酬改定資料等について
※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「158387」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。
- 本資料で説明している令和3年度報酬改定には、令和6年4月の義務化に向けて経過措置が設けられているものがありますので（令和6年3月までは努力義務）、各事業所は、当該義務化に適切に対応できるよう、関連規定等を確認の上、準備を進めてください。また、改定となったその他の規定や基準等についても、この機会にあらためて確認してください。

基準条例及び関係法令と本資料における略称

基準条例及び関係法令	略称
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 (平成25年世田谷区条例第17号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_1.pdf	区条例
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則 (平成25年世田谷区規則第7号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_2.pdf	区条例施行規則
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)	老計発第0331004号等
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)	告示第126号
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)	老計発第0331005号等
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年厚生労働省告示第94号)	告示第94号
厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号)	告示第95号

※区条例及び区条例施行規則の掲載ページは、世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15097」を入力して検索すると、表示されます。

介護サービス事業者等に対する指導について

■ 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としている。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754_d/fil/shidou_youkou.pdf

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓に「ページ番号」(134754)を入れて検索すると直接ご覧になれます。

■ 実施方法

① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

② 運営指導 (令和4年5月1日より「**実地指導**」から改めた。)

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

令和3年度報酬改定の概要

目次①

(令和3年度報酬改定の概要 編)

● <u>介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</u>	6
● <u>ハラスメント対策の強化</u>	7
● <u>業務継続計画の策定等</u>	8
● <u>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</u>	10
● <u>虐待の防止</u>	12
● <u>会議や多職種連携におけるICTの活用</u>	13
● <u>電磁的記録による記録の保存等</u>	15
● <u>認知症専門ケア加算の新設</u>	17
● <u>サービス提供体制強化加算の見直し</u>	19
● <u>処遇改善加算の職場環境等要件の見直し</u>	21
● <u>特定処遇改善加算の見直し</u>	22

介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進

■ 改定概要

- サービスの提供に当たって、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの向上に努めなければならないことが義務付けられた。

※PDCAサイクル…サービスの質の向上を図るための、利用者の状態に応じた計画の作成(Plan)、当該計画に基づく実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクルをいう。

■ チェックポイント

- ✓ 「科学的介護情報システム」(LIFE = Long-term care Information system For Evidence) に情報を提出することが望ましいこと。
- ✓ 上記の情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいこと。

根拠条文等

- 区条例 第4条第4項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(1)

ハラスメント対策の強化

■ 改定概要

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』及び『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策が義務付けられた。

■ チェックポイント

- ✓ 『事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』及び『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』において規定されている措置等を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ✓ 『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』、『(管理職・職員向け)研修のための手引き』等を参考に、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための必要な措置を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

根拠条文等

- 区条例 第33条第5項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(22)の⑥

業務継続計画の策定等

■ 改定概要

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※業務継続計画（BCP）…感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、業務継続計画を周知しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、必要な研修を年1回以上開催するとともに、新規採用時に実施しているか。また、研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。
- ✓ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。
- ✓ 計画策定にあたっては、東京都福祉保健局が配信しているBCP策定のポイントについての説明動画（指定更新事業者研修会のもの）を参照すること。（**配信期間：令和5年3月31日まで**）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

（次ページへ続く）

業務継続計画の策定等

■ チェックポイント

(前ページの続き)



- ✓ 計画策定にあたっては、厚生労働省の『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』及び『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画 (BusinessContinuityPlan) の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

<p>介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン</p> <p>✦ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 <p>✦ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは (自然災害BCPとの違い) ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 新型コロナウイルス感染 (疑い) 者発生時の対応等 (入所系・通所系・訪問系) 等 	
<p>介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン</p> <p>✦ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 <p>✦ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画と自然災害BCPの違い ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応 (各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項) 等 	

根拠条文等

- 区条例
- 老計発第0331004号等

第33条の2、令和3年3月改正附則第3項
 第3の1の4の(23)

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

■ 改定概要

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※感染対策委員会…感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催しているか。
- ✓ 専任の感染対策を担当する者を決定しているか。
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 上記の指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。
- ✓ 上記の指針の整備にあたっては、『介護現場における感染対策の手引き』を参照しているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に実施しているか。
- ✓ 上記の研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(前ページの続き)

根拠条文等

- 区条例 第34条第3項、令和3年3月改正附則第4項
- 区条例施行規則 第8条の2
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(24)

虐待の防止

■ 改定概要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられた。
※虐待防止検討委員会…虐待の発生・再発を防止するための委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 虐待防止検討委員会を定期的に開催しているか。
- ✓ 上記の開催結果を従業者に周知徹底しているか。
- ✓ 上記の委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。
- ✓ 虐待の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 虐待の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に必ず実施しているか。
- ✓ 上記に掲げる各措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。
- ✓ 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について規定しているか。

根拠条文等

- 区条例 第4条第3項、第32条、第41条の2、令和3年3月改正附則第2項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(31)

会議や多職種連携におけるICTの活用

改定概要

- 医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 利用者の居宅を訪問して実施することが必要とされる場合を除き、利用者等が参加する会議等については、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 活用例
感染症対策委員会、介護・医療連携推進会議、虐待防止検討委員会、認知症専門ケア加算に係る「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」、サービス提供体制強化加算に係る「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」等

チェックポイント

- ✓ 利用者等が参加して実施するものについてテレビ電話装置等を活用する場合、利用者等の同意を得ているか。
- ✓ 上記の同意を得たことを記録しているか。
- ✓ ICTの活用にあたっては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

会議や多職種連携におけるICTの活用

(前ページの続き)

根拠条文等

(感染対策委員会)

- 区条例 第34条第3項
- 区条例施行規則 第8条の2第1号
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(24)の②

(介護・医療連携推進会議)

- 区条例 第40条第2項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(29)の①

(虐待防止検討委員会)

- 区条例 第41条の2第1号
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(31)の①

(生活機能向上連携加算)

- 告示第126号 別表1へ注1及び注2
- 老計発第0331005号等 第2の2(14)

(認知症専門ケア加算)

- 告示第126号 別表1ト注
- 告示第94号 第35号の2
- 告示第95号 第3号の2
- 老計発第0331005号等 第2の2(15)

(サービス提供体制強化加算)

- 告示第126号 別表1チ注
- 告示第95号 第47号
- 老計発第0331005号等 第2の2(16)

電磁的記録による記録の保存等

■ 改定概要

- 区条例において作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、電磁的記録により行うことができるものとする。
 - 活用例
サービスの提供の記録の作成・保存、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成・保存、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録の作成・保存、介護・医療連携推進会議における報告等の記録の作成・保存 等
- 区条例において交付、説明、同意等を書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができるものとする。
 - 活用例
重要事項説明書の交付・説明・同意、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明・同意・交付 等

電磁的記録による記録の保存等

(前ページの続き)

■ チェックポイント

- ✓ 電磁的方法による交付等を行う場合は、交付等の相手方の承諾を得ているか。
- ✓ 上記の承諾を得たことを記録しているか。
- ✓ 電磁的記録による書面の作成、保存等を行う場合及び電磁的方法による交付等を行う場合は、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

根拠条文等

- 区条例 第206条
- 老計発第0331004号等 第5

認知症専門ケア加算の新設

■ 改定概要

- 認知症対応力を向上させていく観点から、「認知症専門ケア加算」が新設された。

《新設》

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位／月

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位／月 ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可

■ チェックポイント

【認知症専門ケア加算（Ⅰ）の主な要件】

- ✓ 利用者の総数のうち、対象者（日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者）の占める割合が2分の1以上であるか。
- ✓ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を下記のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。
 - ・対象者の数が20人未満→1以上
 - ・対象者の数が20人以上→1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ✓ 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っているか。

(次ページへ続く)

認知症専門ケア加算の新設

(前ページの続き)

■ チェックポイント

【認知症専門ケア加算（Ⅱ）の主な要件】

- ✓ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合しているか。
- ✓ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しているか。
- ✓ 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1ト注
- 告示第94号 第35号の2
- 告示第95号 第3号の2
- 老計発第0331005号等 第2の2(15)

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

改定概要

- サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、加算に係る区分・単位数・要件が改められた。
- | | | |
|------------------|---|--|
| 《改正前》 | | 《改正後》 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | | サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位／月（ 新設 ） |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | ⇒ | サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位／月（ 改正前の加算（Ⅰ）イ相当 ） |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | | サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位／回（ 改正前の加算（Ⅰ）ロ、加算（Ⅱ）、加算（Ⅲ）相当 ） |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | | |

※（Ⅰ）～（Ⅲ）の併算定は不可

チェックポイント

- ✓ 毎年度算定している事業所にあつては、毎年度末に、翌年度算定に向け、算定要件を満たしていることを確認しているか。
- 【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）共通の要件】**

- ✓ 下記①～③のいずれにも適合すること。
 - ①従業者(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき従業者をいう。以下同じ。)ごとに研修計画を策定し、研修を実施しているか。
 - ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね月1回以上開催しているか。
 - ③全ての従業者に対し、少なくとも1年に1回ごとに健康診断を実施しているか。

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の主な要件】

- ✓ 下記①②のいずれかに適合すること。
 - ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上か。
 - ②訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上か。

(次ページへ続く)

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

■ チェックポイント

（前ページの続き）

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の主な要件】

✓ 下記①②のいずれかに適合すること。

①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上か。

②訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上か。

【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）の主な要件】

✓ 下記①～④のいずれかに適合すること。

①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上か。

②訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上か。

③従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上か。

④従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上か。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1チ注
- 告示第95号 第47号
- 老計発第0331005号等 第2の2(16)

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し（要件の変更）

改定概要

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組みをより実効性が高いものとする観点からの見直しが行われた。

《改定前》

- ①資質の向上
- ②労働環境・処遇の改善
- ③その他



《改定後》

- ①入職促進に向けた取組
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性の向上のための業務改善の取組
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

※上記①～⑥の全体で1以上の取組みを行っていることが要件となった。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1リ注及びヌ注
- 告示第95号 第48号及び第48号の2
- 老計発第0331005号等 第2の2(17)及び(18) / 関連通知：令和4年6月21日老発0621第1号]

特定処遇改善加算の見直し（要件の変更）

改定概要

- 介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨を維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点からの見直しが行われた。
- 平均の賃金改善額の配分ルールが見直された。
《改定前》賃金改善に必要な見込額の平均
* 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員の2倍以上
* 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上
⇒
《改定後》賃金改善に必要な見込額の平均
* 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員より高い
* 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上
- 職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組みをより実効性が高いものとする観点からの見直しが行われ、下記①～⑥の区分ごとに1以上の取組みを行っていることが要件となった。
 - ①入職促進に向けた取組
 - ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ③両立支援・多様な働き方の推進
 - ④腰痛を含む心身の健康管理
 - ⑤生産性の向上のための業務改善の取組
 - ⑥やりがい・働きがいの醸成

根拠条文等

- 告示第126号 別表1又注
- 告示第95号 第48号の2
- 老計発第0331005号等 第2の2(18) / 関連通知：令和4年6月21日老発0621第1号

運営指導における 主な指摘事項等

※令和4年5月1日より、「**実地指導**」→「**運営指導**」へ改めた。
※根拠条文等は令和3年度報酬改定に伴う改正後のものを記載した。

目次② 運営指導における主な指摘事項等

● 従業員の員数	25
● サービスの提供の記録	27
● 主治の医師との関係	28
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等	29
● 掲示	31
● 秘密保持等	32
● 地域との連携等	33
● 緊急時訪問看護加算	35
● ターミナルケア加算	36
● 総合マネジメント体制強化加算	37
● サービス提供体制強化加算	38

従業者の員数

■ 運営指導でよくある指摘

- オペレーター※について、サービス提供時間帯を通じて1以上確保されていない。
- 随時訪問サービスを行う訪問介護員等について、サービス提供時間帯を通じて1以上確保されていない。
- 必要な資格を有していない従業者を計画作成責任者※として配置している。

※オペレーター…随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。

※計画作成責任者…利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。

■ チェックポイント

- ✓ オペレーターについて、提供時間帯を通じて1以上確保するために必要な数を配置しているか。
- ✓ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等について、提供時間帯を通じて1以上確保するために必要な数を配置しているか。

(次ページへ続く)

従業者の員数

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 事業所ごとに、従業者のうち看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を、計画作成責任者としているか。

※オペレーター要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められない。

根拠条文等

- 区条例 第7条第1項第1号及び第3号並びに第11項
- 老計発第0331004号等 第3の1の2の(1)の①、③及び⑤

サービスの提供の記録

■ 運営指導でよくある指摘

- 提供したサービスの内容について記録をしていない。

■ チェックポイント

- ✓ サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。
- ✓ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。

根拠条文等

- 区条例 第21条第2項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(12)

主治の医師との関係

■ 運営指導でよくある指摘

- 主治の医師からの指示を文書で受けることなく、訪問看護サービスを行っている。
- 訪問看護サービスの利用者について、主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出していない。

■ チェックポイント

- ✓ 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。（保険医療機関が当該事業所を運営する場合は、診療録その他の診療に関する記録（以下、「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。）
- ✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を主治の医師に提出しているか。（保険医療機関が当該事業所を運営する場合は、診療記録への記載をもって代えることができる。）

※**連携型**指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については「主治の医師との関係」に係る規定（区条例第26条）は適用されない。

根拠条文等

- 区条例 第26条及び第44条第2項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(16)の②、③、④及び⑤

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等

■ 運営指導でよくある指摘

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成せずにサービスを提供している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び変更について、保健師、看護師又は准看護師が行うアセスメントの結果を踏まえて行っていない。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況及び評価等について、利用者・家族に説明していない。又は、説明していることが事業所に保管する書類等からは確認できない。

■ チェックポイント

- ✓ 計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。
- ✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載したものとなっているか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画の内容に沿っているか。
 ※ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出すること。
- ✓ 計画作成責任者は、看護職員が利用者の居宅を定期的に（1月に1回程度）訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成又は変更しているか。
 ※訪問看護サービスを利用しない利用者についても、看護職員が利用者の居宅を定期的に（1月に1回程度）訪問し、アセスメントを実施しなければならない。
- ✓ 計画作成責任者は、利用者又は家族に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付しているか。
- ✓ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況及び評価について、利用者又は家族に対し説明を行っているか。また、説明を行ったことが確認できるような措置を講じているか。

根拠条文等

- 区条例 第27条第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項（同条第9項で準用する場合も含む。）
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(17)の①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧

掲示

■ 運営指導でよくある指摘

- 運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。

■ チェックポイント

- ✓ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。
- ✓ 重要事項を掲示しない場合は、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

根拠条文等

- 区条例 第35条
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(25)

秘密保持等

■ 運営指導でよくある指摘

- 利用者及び利用者家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない。

■ チェックポイント

- ✓ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

根拠条文等

- 区条例 第36条第3項
- 計発第0331004号等 第3の1の4の(26)の③

地域との連携等

■ 運営指導でよくある指摘

- 介護・医療連携推進会議に、事業所の従業者以外の、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員等が参加していない。
- 介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上開催していない。
- 自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を受けていない。
- 介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。

※介護・医療連携推進会議…利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会をいう。

■ チェックポイント

- ✓ 介護・医療連携推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成されているか。
- ✓ おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。
- ✓ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、その自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を受けているか。

（次ページへ続く）

地域との連携等

(前ページの続き)

■ チェックポイント

- ✓ 介護・医療連携推進会議の報告等の記録を作成し、当該記録を公表しているか。なお、公表に当たっては、個人情報の保護に配慮しているか。
- ✓ 当該記録は、公表から2年間保存しているか。

根拠条文等

- 区条例 第40条第1項、第2項及び第3項
- 区条例施行規則 第10条
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(29)の①、②及び③

【参考】 関連通知の件名

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日 老振発0327第4号、老老発0327第1号）

緊急時訪問看護加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 緊急時訪問看護加算について利用者に説明し、その同意を得ていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない。

■ チェックポイント

- ✓ 保健師、看護師又は准看護師が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨、及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得ているか。
- ✓ 上記の同意を得ていることが確認できるような措置を講じているか。
- ✓ 訪問看護サービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に位置付けられているか。
- ✓ 介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に加算を算定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1注9
- 老計発第0331005号等 第2の2(8)

ターミナルケア加算

■ チェックポイント

- ✓ 在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行ったか。
- ✓ 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態の利用者に死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合には、1日以上ターミナルケアを行ったか。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む。）
- ✓ 24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備しているか。
- ✓ ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者又は家族に説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っているか。
- ✓ 訪問看護サービス記録書に身体状況の変化等必要な事項が記録されているか。
- ✓ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1注11
- 老計発第0331005号等 第2の2(10)

総合マネジメント体制強化加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない。

■ チェックポイント

- ✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っているか。
- ✓ 上記の見直しを行っていることが確認できるような措置を講じているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1ホ注
- 告示第95号 第46号
- 老計発第0331005号等 第2の2(13)

サービス提供体制強化加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 訪問介護員等の総数の算出について、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を超えた分の時間数や当該事業所と同一敷地内の住宅における勤務時間数を勤務延時間数に算入している。

■ チェックポイント

- ✓ 訪問介護員等の総数について、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定しているか。
- ✓ 勤務延時間数は、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であるか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表1チ注
- 告示第95号 第47号
- 老計発第0331005号等 第2の2(16)

- 本資料に掲載している内容は、「令和3年度報酬改定の概要」及び「運営指導における主な指摘事項等」とともに全体のうちの一部です。掲載していない項目についても、必ず要件等を確認してください。また、掲載している項目についても、チェックポイントだけでなく、要件等の全体を確認してください。
- 今後、新たにQ&Aや通知が発出された際、又は報酬改定の際には、取扱いが変更となる場合があります。
- 本資料は、世田谷区ホームページに掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「134754」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

- 地域密着型サービス事業者に関する世田谷区への申請・届出の様式類や区が発出している通知については、下記の世田谷区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015036.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>地域密着型サービスに関する情報>地域密着型サービス事業者の指定・更新・変更等

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15036」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

※本資料の掲載情報は、令和4年12月15日時点のものです。